生前贈与は慎重に!



最近の週刊誌の見出しに、こんなタイトルを見つけました。 「今年の12月31日までに生前贈与しないと損します!」 これとは反対に、「子供に財産を渡すと、大変な目に!」のようなも のも。



どっちが本当なんでしょう?

ここは、慌てずにじっくり考えてみましょう!

※贈与税・相続税の具体的な税額などについては、税理士に御相談ください。

相続税と贈与税

相続の時に遺産を渡すのか?生前に贈与した方が良いのか? 決断する前に、相続税と贈与税を簡単に比較してみましょう!

	贈与税	相続税
誰が税を納め る?	財産をもらった人	・相続人・遺言などで財産をもらった人
税の対象になる 財産は?	1月1日~12月31日の1年間 にもらった財産の合計額	・亡くなった方が死亡した時に持っていた全ての財産。・亡くなる3年前までの間に贈与した額
基礎控除	110万円	3000万円 に 相続人×600万円 を加えた額

※基礎控除とは、税の対象になる財産額から引くことができる金額のことです。

贈与税の特例 … 贈与税の負担を軽くする制度

1	暦年贈与	1年間に贈与する金額を110万円以下にすること。
2	配偶者控除	結婚期間が20年以上の配偶者に、居住用不動産やそ
		の取得資金を贈与すときの優遇措置。
3	相続時精算課税制度	毎年の生前贈与の累計額を、相続時に精算する制度。
4	住宅取得資金の贈与の特例	子や孫が住宅を買う時の資金を提供する時の優遇措
		置。
(5)	教育資金一括贈与	子や孫の教育資金や、結婚・子育てにかかる資金を一
6	結婚子育て資金一括贈与	括して贈与する制度。

生前贈与は慎重に!



贈与をする前に・・・

★ 生前贈与と相続を比べてみましたか?

贈与は、相続に比べて、様々な税金で負担が重くなっています。

もちろん、贈与税にも様々な特例が用意されており、上手に利用できれば「申告は必要だけれど、税負担は無い」ということもできます。

一方、相続税にも様々な軽減措置が用意されています。

★ 将来の相続の時にトラブルにならない対策をしましたか?

良かれと思って行った生前贈与が、相続発生時に思わぬトラブルにつながることは しばしばあります。中には、親戚づきあいが無くなってしまう残念な結果に至ること も、少なくはありません。

ですから、贈与をする時には、税金対策だけではなく、相続トラブル等の面への検討もしてみてください。

贈与をする時の注意点

贈与をする時には、次の3つのキーワードを心に留め、慎重に行ってください!

① 理解!

・贈る人、受取る人の両方が、贈与に関わる制度を理解するようにしましょう。

② 納得!

・御家族みなさんが納得した上で、贈与するように努めましょう。

③ 記録!

・年月日、相手の人、贈与した物・金額、目的等について記録をとっておきましょう。

贈与契約書

贈与の内容を書類にし、贈る人と受取る人が署名・押印したものを贈与契約書と言います。

契約書を作成しなくても贈与の約束は法律上は有効です。

一方、契約書を作成すると、その約束を反故にするのは難しくなります(両者の合意があれば可能です)。

また、不動産の贈与や、負担付贈与を契約書にする場合には、印紙をはり消印をする必要も生じます(現金の贈与の場合は、印紙は不要です)。

贈与税への対応や、相続トラブルを防止するという観点からは、贈与契約書を 作成した方が良い場合もあります。